

**外国証券取引口座約款
新旧対照表**

下線部分変更

変更前	変更後
(約款の趣旨) 第1条 (省略) 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場の<u>有価証券市場</u>(店頭市場を含む。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下「外国取引」といいます。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 (外国証券の混蔵寄託等) 第4条 申込者が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」といいます。)は、<u>混蔵寄託契約</u>により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記載又は記録	(約款の趣旨) 第1条 (現行どおり) 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下「外国取引」といいます。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、<u>上記の</u>国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 (外国証券の混合寄託等) 第4条 申込者が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」といいます。)は、<u>混合寄託契約</u>により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は

変更前	変更後
される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」といいます。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に<u>混蔵</u>寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。 3 前項により<u>混蔵</u>寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」といいます。)は当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」といいます。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。 4 申込者は、第1項の寄託又は<u>記載若しくは記録</u>については、申込者が現地保管機関の所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。 (寄託証券に係る共有権等) 第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に<u>混蔵</u>保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座	<u>記載</u>される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」といいます。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に<u>混合</u>寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。 3 前項により<u>混合</u>寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」といいます。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」といいます。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。 4 申込者は、第1項の寄託又は<u>記録若しくは記載</u>については、申込者が現地保管機関の所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。 (寄託証券に係る共有権等) 第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に<u>混合</u>保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座

変更前	変更後
に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。 2 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した<u>とき</u>に移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録した<u>時</u>に移転します。 (配当等の処理) 第7条 1～5 (省略) 6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関が行います。 7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、<u>決済会社は</u>、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。 (受渡日等) 第14条(1) (省略) (2)外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、<u>約定日から起算して4営業日目(2019年7月16日以降は3営業日目)</u>とします。 (外国証券の保管、権利及び名義) 第15条 (1)～(5) (省略) (6)申込者が有する外国証券に関する<u>権利は</u>、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるも	に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。 2 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した<u>時</u>に移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録した<u>時</u>に移転します。 (配当等の処理) 第7条 1～5 (現行どおり) 6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関<u>及び決済会社又は当社</u>が行います。 7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。 (受渡日等) 第14条(1) (現行どおり) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、<u>約定日から起算して3営業日目</u>とします。 (外国証券の保管、権利及び名義) 第15条 (1)～(5) (現行どおり) (6)申込者が有する外国証券に係る<u>権利は</u>、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるも

変更前	変更後
のとします。 (7)～(9) (省略) (10)申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る<u>寄託残高</u>を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。 (外国証券に関する権利の処理) 第17条 (1) (省略) (2) (省略) (3)株式配当、株式分割、無償交付、減資又は合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。 (4)～(7) (省略)	のとします。 (7)～(9) (現行どおり) (10)申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る<u>残高</u>を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。 (外国証券に関する権利の処理) 第17条 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3)株式配当、株式分割、<u>株式無償割当</u>、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。 (4)～(7) (現行どおり) (2021年11月改定)